

平成21年(行コ)第79号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 市民オンブズパーソン 栃木 外2名

被控訴人 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

証拠説明書 10

2009(平成21)年4月14日

東京高等裁判所 第2民事部合議系 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊



号証	証拠の標目(原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲68	第2次宇都宮市水道事業財政構造改革計画/写し	2003.08	宇都宮市水道局	宇都宮市水道局は、2003年8月策定の第2次宇都宮市水道事業財政構造改革計画の中で、「節水型水使用機器の普及や節水意識の向上、さらには大型百貨店の次々の撤退などにより、本市の水需要は伸び悩み、有収水量は今後マイナスで推移することが予想され、収入の根幹である水道料金収入は減少していくことが見込まれること。」と、同年3月の「宇都宮市水需要予測」(108頁)の内容とは異なる事実を表明していること等。
甲69	区解散地方公営企業法の抜粋/原本	2004.11.15	細谷芳郎	2004年11月発行の区解散地方公営企業法の中で、宮崎省、総務省の官僚であった細谷芳郎氏が、「水道事業は

、設備投資の規模により収支構造が決まってくる事業であり、過大投資こそが健全経営の一番の大敵です。過大投資は、特に、ダム建設等による新規水源の開発に際して、将来の水需要に備えた計画的な水資源の確保という観点からこれに参加しようとする場合に起こりやすいといえます。したがって、中長期的な経営計画、特に建設投資計画の策定に際しては、政治的な思惑を排し、現実的な人口動向等を踏まえて的確な水需要予測を行い、当該団体にとって水資源開発が本当に必要なのか、あるいは必要とされる水量はどの程度なのかをはっきりさせるとともに、節水その他の水需要抑制策や広域的な見地からの既存の水資源の活用、転用等の可能性についても真剣に検討し、投資規模の抑制を図ることが何よりも重要です。同時に、「右肩上がりの時代」が終わり、人口も減少に転ずる見通しとなっている今日においては、既にダムや水道施設の建設に着手している場合であっても、惰性で流されず、随時水需要の動向を検証しながら、必要とあらば、建設投資計画の大胆な見直しも辞さないという姿勢が特に重要だといえるでしょう。」としていること等